

最近の青果卸売市場をめぐるトピック等について

R 8. 6. 19

全国中央市場青果卸売協会

I 食料システム法関係【詳細は先日の通常総会議案書掲載の報告資料参照】

- 1 法律の施行（以下の規定について本年4月1日に施行）
 - (1) 食料システム法のうち食品等の取引の適正化に関する以下の規定
 - ① 農林水産大臣による基本方針の策定
 - ② 飲食料品等事業者・農林漁業者における
 - ア 費用等の協議の申出に対する誠実協議義務
 - イ 商慣習の見直し等の提案に対する検討・協力義務
 - ③ ②のア及びイに関する判断基準に係る農林水産省令の策定
 - ④ 農林水産大臣による措置（指導・助言、勧告・公表及び報告徴収・立入検査）の実施
 - ⑤ コスト指標を作成すべき飲食料品等の農林水産省令による指定及びコスト指標の作成・公表等を行う団体の認定
 - (2) 卸売市場法のうち以下の規定
 - 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者による指定飲食料品等、そのコスト指標等の公表
- 2 コスト指標作成団体の認定状況及びコスト指標の作成状況
 - (1) 米穀
 - 団体：(公社)米穀安定供給確保支援機構（本年4月1日認定）
 - 指標：令和8年4月時点で「2,816円/精米5kg」（本年4月7日公表、毎年3月に公表し、原則年1回改定）
 - (2) 野菜
 - 団体：新規団体（任意団体）を設立する方向で調整中（当協会も参加する「野菜のコスト指標作成のための準備会合」（これまで5回開催）において議論中）
 - 指標：未定
 - (3) 豆腐及び納豆
 - 団体：豆腐・納豆コスト指標作成協議会（今月12日認定）
 - ※（一社）日本豆腐協会、（一財）全国豆腐連合会及び全国納豆協同組合連合会で構成される新規団体。その下に生産～販売の各段階を代表する団体により構成されるコスト指標作成等委員会を設置
 - 指標：未公表（毎年原則10月に公表、年1回改定）
 - (4) 飲用牛乳
 - 団体：飲用牛乳のコスト指標作成推進会議（本年4月17日認定）
 - ※（一社）Jミルク（代表）ほか生産～販売の各段階を代表する団体

で構成される新規団体
指標：未公表（毎年10月を目途）

II 物流関係【資料1】

1 総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）関係

物流を単なるコストではなく、新たな価値を創造するサービスとして捉え直し、より上質で魅力ある産業へと転換させるために策定、本年3月31日に閣議決定。

農林水産物・食品等関係では「流通合理化」と「輸出拡大に向けた戦略的サプライチェーンの構築」の2項目について記述あり。

2 物流効率化法関係

一定規模以上の事業者（年間取扱量9万トン以上）に対する中長期計画の作成・定期報告の義務付け、国の勧告命令に関する規定について本年4月1日に施行（青果の卸売業は荷物の着日時の指示ができないため、事業者指定の対象外）

また、長距離トラックの荷物を途中で別の運転手に引き継ぐ「中継輸送」の推進に向けた改正法（事業者が整備する中継拠点の認定制度を創設し税制優遇や関連経費補助の対象とすること等が内容）が本年5月13日に可決・成立。

3 農林水産物・食品の物流に関する官民合同タスクフォース関係

昨年11月12日に第7回会合が開催され、「農林水産物・食品分野における2024年問題の振り返り」、「農林水産物・食品分野における物流生産性向上の取組方針」等について意見交換。

今後の進め方としては、2030年度までの「物流革新の集中改革期間」の取組を推進するために広く関係者が情報交換を行うための会合を年に1回程度開催することとされている。

III 中東情勢関係【資料2】

1 政府全体の取組

本年3月24日以降、中東情勢に関する関係閣僚会議及び中東情勢に伴う重要物資の安定的確保のためのタスクフォースを数回開催。これまでのところ、日本全体として必要となる石油の確保は対応できているとのスタンス。

2 農林水産省の取組（農林水産省 HP トップの注目情報に中東情勢関連対策ポータルを掲載）

本年3月31日に燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口を設置（当協会も新事業・食品産業部からの依頼を受けて4月24日に会員あての周知メールを発出するとともにHPにも掲載）。

また、4月10日に中東情勢に伴う食料の安定供給・確保のための対応チームを設置し、4月28日の大臣会見において57項目の関連資材の流通構造等の実態把握を実施中であることを公表。今月12日の大臣会見において新たに17項目（これまでに明らかにした30項目と合わせて47項目）について当面の供給は問題ないとの認識が示された。

さらに、5月22日付けで中東情勢の変化等により上昇する原材料・資材価格、エネルギーコスト等の取引条件への適切な反映等について食料システム法の遵守等について周知徹底を図るよう当協会にも要請があったため、5月26日付けで会員あての周知メールを発出。

加えて、関係業界間及び行政において食品容器包装等に関わる需給情報を共有し市場の安定に資する目的で「食品容器包装等情報交換会」（農林水産省及び経済産業省が事務局）が設置され、5月27日に第1回会議をオンラインで開催。当協会も参加し、提供された資料について5月29日に会員に共有（今月9日に追加の情報提供があったことからこれについても共有済み。）。

3 青果卸売業界への影響

燃油上昇に伴う生産資材物価が過去最高（3月指数）、ナフサ高騰による影響拡大（包装資材値上げ）といった報道もあり、今後の状況によっては業界各社が使用する資材の値上がりや品不足、生産コスト高騰に伴う産地からの価格要請の一層の強まり等が懸念されるところ（JA全農長野が今月4日に開いた本年度の青果物・花き取引会議で生産コストの上昇推移を示し卸売会社に価格転嫁への理解を求めたとの報道あり。）。

IV 食料・農業・農村白書関係【資料3】

本年5月29日に令和7年度食料・農業・農村白書が閣議決定され、同日付で公表。青果卸売市場に関係する主な記載項目は以下のとおり。

- ① 野菜・果実の生産動向（第1章第2節）
- ② 流通の合理化（第4章第2節）
- ③ 合理的な費用を考慮した価格形成（第4章第3節）
- ④ 野菜価格の動向・消費拡大に向けた対応（第4章第5節）

V その他（新任専務理事略歴）【資料4】

○ 物流を単なるコストではなく、**新たな価値を創造するサービス**として捉え直し、**より上質で魅力ある産業へと転換**させるため、**次期「総合物流施策大綱」**を策定。

我が国の社会経済全体が直面する現状・課題

- 本格化する人口減少や担い手不足
- 社会全体のデジタル化やイノベーション
- 気候変動問題やカーボンニュートラル
- 国際競争力の低下や不確実性が高まる国際情勢
- 大規模自然災害やインフラの老朽化

物流を取り巻く現状・課題

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく官民での取組の成果により、2024年度の約14%の輸送力不足を概ね克服し、2024年度を越えても物流の機能を維持
- 一方で、2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、今後、担い手不足が深刻化する中で、必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化が必要

今後の物流政策の方向性

■ 2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、**将来にわたって物流の持続可能性を確保**していくとともに、**我が国の成長エンジンや公共性の高いサービスとしての物流のポテンシャルを最大限に引き出す**ことが求められる。

■ こうした認識の下、次期「物流大綱」が目指すべき今後の物流政策を、下記の5つの観点に分類し、国のみならず、物流事業者、発着荷主、一般消費者をはじめとした物流に携わるすべての関係者が一致団結して、**物流の未来を切り拓く**更なる飛躍の5年間となるよう、**責任と覚悟を持って、一気呵成に施策を推進**。

- 1 サービスの供給制約に対応するための**徹底的な物流効率化**
- 2 物流全体の最適化に向けた**商慣行の見直し**や**荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換**
- 3 持続可能な物流サービスの提供に向けた**物流人材の地位・能力の向上**と**労働環境の改善**
- 4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による**物流標準化**と**物流DX・GX**の推進
- 5 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応した**サプライチェーンの高度化・強靱化**

今後取り組むべき施策

1

サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

- ・ **物流ネットワークの自動化・省人化**の推進（自動運転トラック、自動物流道路など）
- ・ 効果的な物流体系の構築に向けた**インフラ整備**や**新モーダルシフト**等の推進
- ・ 地域の**ラストマイル配送等の持続可能な提供**の維持・確保



2

物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

- ・ 改正物流法等を通じた**荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力**の強化
- ・ 適正な運賃収受等に向けた**価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化**の推進
- ・ トラック適正化2法等を通じた**トラック運送業界全体の構造転換**の推進



3

持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

- ・ トラック・倉庫・鉄道・船舶・港湾・航空等の**物流人材の確保・育成**、**労働環境の改善**、**生産性向上**の推進
- ・ **トラックドライバーの休憩環境の改善** ・ **輸送の安全確保**に向けた対策等



4

物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

- ・ フィジカルインターネットの実現を見据えた**物流標準化・デジタル化**の推進
- ・ 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けた**サプライチェーン全体の脱炭素化**の推進



5

厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

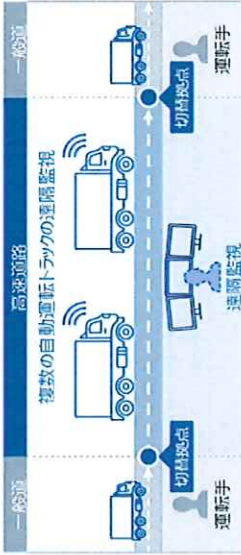
- ・ サプライチェーンの高度化を通じた**我が国の物流の国際競争力強化**の実現（港湾・航空ロジスティクスの強化など）
- ・ 我が国の物流システムにおける**経済安全保障**や**サイバーセキュリティ**等の確保
- ・ 大規模自然災害等に備えた**物流ネットワークの強靱化**



1 サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

(1) 物流ネットワークの自動化・省人化の推進

① 自動運転トラック等の革新的車両の導入促進のための環境整備



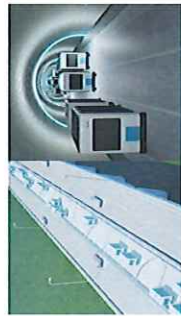
ダブル連結トラックの複数事業者間での運用

② デジタルライクの全国整備と連携した物流サービスの実装加速



全国津々浦々での面的な整備

自動運転サービス支援道



自動物流道路のイメージ



自動運航船のイメージ



空港制限区域内の自動運航ターニングトラクター

(3) 地域のラストマイル配送等の持続可能な提供の維持・確保

① 多様な受取方法の更なる普及・浸透や宅配サービスのあり方の変革

② 地域の物流サービスの持続可能な提供に向けた環境整備

③ 地域の配送等における新たな輸送手段の活用と次世代産業としての展開

(2) 効果的な物流体系の構築に向けたインフラ整備や新モーダルシフト等の推進

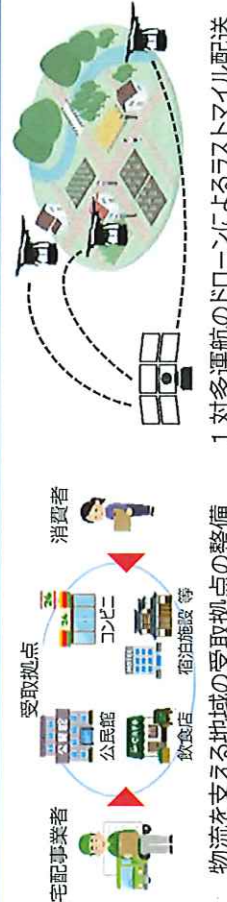
① 日本全体の物流ネットワークの再構築の推進



② 陸・海・空の輸送モードを総動員した「新モーダルシフト」の推進



③ 農林水産物・食品等の流通合理化



2 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・事業者・消費者等の連携・協力の強化

(1) 改正物流法等を通じた荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力の強化

① 荷主・物流事業者等の連携・協力による新たな商慣行の定着

複数の荷主の貨物の積合せのためのリードタイムの確保

パレット等の輸送用器具の活用

② 消費者、発着荷主をはじめとする物流関係者全体の行動変容・意識改革の推進

物流に配慮した注文方法

物流コストに関する消費者等の理解醸成のための広報

(3) トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界全体の構造転換の推進

① トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界の健全化の推進

事業の適性な運営確保に必要な費用

- 燃料費
- 人件費
- 減価償却費
- 公租公課

反映して算出

適正原価

適法な「白トラ」への規制強化

荷主

元請

1次請け

2次請け

多重取引構造の是正

(2) 適正な運賃収受等に向けた価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化の推進

① トラック・倉庫業界等における価格転嫁と取引適正化の推進

公正取引委員会とトラック・物流Gメンの合同荷主パトロール

中小受託取引適正化法に基づく指導・助言

② 内航海運における荷主等との取引環境の改善

荷主業界

内航海運業界

行政

取引環境の改善に関する課題等を共有

運賃等を構成する費目等の「標準的な考え方」

作業効率化等のための指針

策定して反映

ガイドライン

③ 港湾運送事業や空港グランドハンドリング事業での適正取引の推進

② トラック運送業の事業基盤の強化

事業協同組合等による協業化

事業承継・M&Aによる事業規模の拡大

事業経営の維持・継続や法令遵守に向けた体制の確保

高主等に対する価格交渉力の向上

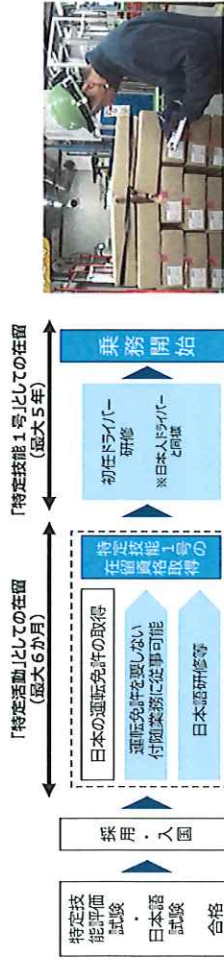
総合物流施策大綱(2026年度~2030年度)に基づき今後取り組むべき施策③

3 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

①トラックドライバーや倉庫等における物流人材の育成プランの策定



②トラック・倉庫分野における特定技能外国人等の定着・活躍の促進



トラック運送分野における外国人材の受け入れフロー 倉庫における外国人材の活用

③多様な人材が活躍できる物流産業への転換



④物流統括管理者や高度物流人材の能力向上に向けた環境整備



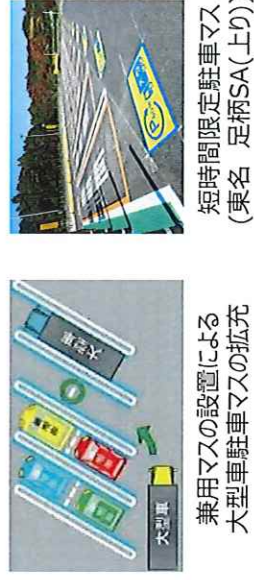
⑤海技人材の確保・育成や労働環境の改善、内航海運の生産性向上



⑥港湾・鉄道・航空分野における担い手の確保



⑦トラックドライバーの休憩環境の改善



⑧輸送の安全確保に向けた対策



総合物流施策大綱(2026年度~2030年度)に基づき今後取り組むべき施策④

4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

(1) フィジカルインターネットの実現を見据えた物流標準化・デジタル化の推進

① 「標準仕様パレット」の導入促進と物流標準化の対象領域の拡大



② 荷主・物流事業者間の連携・協働によるデータ連携等の取組の深化

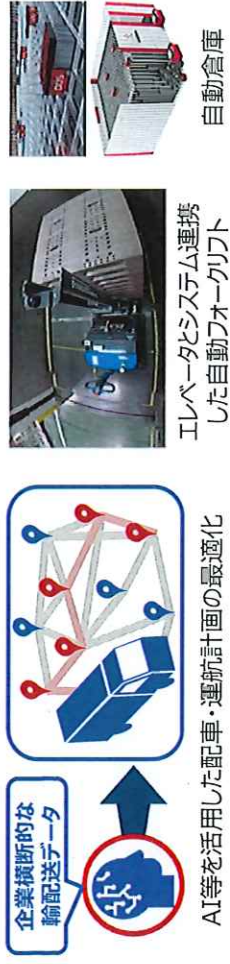


(2) 持続可能な地球環境やカーボニュートラルの実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化の推進

① サプライチェーン全体の脱炭素化の推進



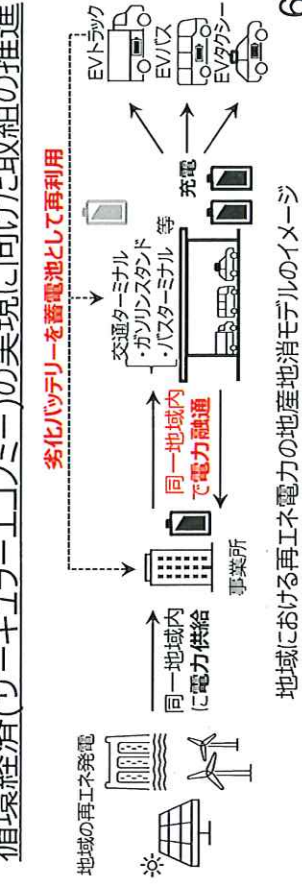
③ 物流のデジタル化・自動化・機械化等を通じた業務効率化の推進



④ フィジカルインターネットの実現に向けた取組の推進



② 物流分野での再生可能エネルギー等の地産地消や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた取組の推進

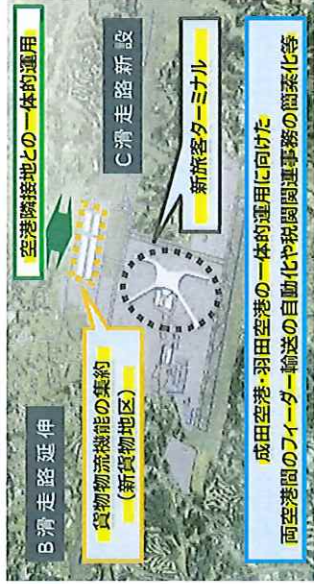


総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策⑤

5 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

(1) サプライチェーンの高度化を通じた我が国の物流の国際競争力強化の実現

① 成田空港等の更なる機能強化等を通じた国際コンテナ戦略港湾政策の推進等
国際航空物流拠点の整備



成田空港の国際ハブ空港としての地位確立のための取組の推進
④ 我が国の物流産業の持続的成長に向けた海外市場の開拓や関係諸国との連携強化



官民ファンドを活用した海外展開支援



現地政府との政策対話



国際コンテナ戦略港湾の「集荷」・「創貨」・「競争力強化」の取組の推進

⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた戦略的サプライチェーンの構築



農林水産品・食品の輸出拠点型市場の整備

③ 安定的な国際海上輸送の確保に向けた海運の国際競争力強化



我が国の海事産業群の健全な循環

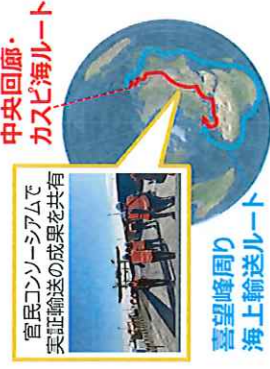
⑥ 越境ECが拡大する中での通関業の役割の重要性と適正な業務運営の確保



越境ECによる貨物(通販貨物)の輸入通関の流れ

(2) 我が国の物流システムにおける経済安全保障や

サイバーセキュリティ等の確保
① 経済安全保障やサイバーセキュリティに対応した物流産業の構築



国際物流の新たなBCPルートの開拓

(3) 大規模自然災害等に備えた物流ネットワークの強靱化

① 災害等の有事における物流ネットワークの維持・確保
② 大規模自然災害に備えた緊急物資輸送の体制強化等



災害時のドローン活用



物流拠点の重要物資貯蔵を確保



効率的な緊急物資等をサポート



被災地運送後の物資拠点

国による物資拠点への支援

総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）

（抜粋）

令和8年3月31日

目次

I. はじめに	1
(1) 我が国の社会経済全体が直面する現状・課題	1
(2) 物流が果たす社会インフラとしての役割	3
(3) 総合物流施策大綱策定の意義	4
II. 物流を取り巻く現状・課題と今後の物流政策の方向性	6
(1) 前大綱において講じた主な施策	6
①物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）	6
②時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進（担い手にやさしい物流の実現）	7
③強靱性と持続可能性を確保した物流ネットワークの構築（強くてしなやかな物流の実現）	8
(2) 前大綱における代表的指標の状況と分析	10
(3) 前大綱策定以後の物流の革新に向けた取組状況	13
(4) 今後の物流政策の方向性	14
III. 今後取り組むべき施策	16
①：サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化	16
2：物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換	25
3：持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善	29
4：物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流 DX・GX の推進	33
⑤：厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化	39
IV. 今後の推進方針等	49
(1) 本大綱の計画期間等	49
(2) 本大綱の推進体制	49
(3) 今後想定される輸送力不足への対応方針	49
(4) まとめ	50
(別表)	51

Ⅲ. 今後取り組むべき施策

1: サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

(1) 略

(2) 効果的な物流体系の構築に向けたインフラ整備や新モーダルシフト等の推進

略

中でも、多種多様な品目の農林水産物・食品等を国内に行き渡らせるための流通については、遠隔産地から消費地までの長距離輸送等を要する一方で、短期間で品質が低下しやすいという特性を踏まえ、物流の効率化と必要なサービス水準を両立できる物流体系への転換を一層進めることが求められる。

① } 略
② }

③農林水産物・食品等の流通合理化

農林水産物・食品等の物流については、多様な食品を鮮度の良い状態で国民に不足感を感じさせることなく届けることなどの要請に対応するため、全国各地の産地から消費地等への長距離輸送やその間の品質保持、農産物・家畜等に係る中継共同物流、店舗等への多頻度配送の合理化などの対応を進めていく必要がある。

こうした実態を踏まえ、農林水産物・食品等のサプライチェーン全体の効率化に向けて、生産から小売・消費までの食料システムの関係者による連携と物流の結節点の機能強化を推進する。具体的には、産地の集出荷貯蔵施設や卸売市場、中継共同物流拠点等の整備による物流機能やコールドチェーンの強化の推進、「標準仕様パレット」の利用をはじめとする物流標準化・デジタル化・データ連携等の取組の促進、共同輸送などの地域間の連携、モーダルシフト等に必要な輸送品質の確保などを図る。また、積載効率の向上等に資する発注のロットや頻度の適正化、荷待ちが生じない出入荷日時の調整、荷役作業の軽減等の改正物流法を踏まえた取組について、食料システムの関係者が協力し、負担と受益を分かち合いながら進められるよう、商慣行の見直しや品揃え等に対する消費者理解の醸成を含めて後押しする。

(3) 略

2 } 略
3 }
4 }

5: 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

(1) サプライチェーンの高度化を通じた我が国の物流の国際競争力強化の実現

略

このほか、農林水産業・食品産業の海外から稼ぐ力を強化するため、鮮度が価値となる等の品目特性を踏まえつつ、効率的な輸出物流やコールドチェーンを確保するとともに、国際物流の発展に寄与している通関業についても、適切な業務運営を確保する必要がある。

- ①
 - ②
 - ③
 - ④
- } 略

⑤農林水産物・食品の輸出拡大に向けた戦略的サプライチェーンの構築

2030年に農林水産物・食品の輸出額5兆円等の目標を達成し、農林水産業・食品産業の海外から稼ぐ力を強化していくことが重要である。このため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」³³に基づき、国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的サプライチェーンの構築を推進する。

具体的には、輸出に取り組む産地・事業者が、生産から加工・流通、現地販売までのサプライチェーンを構築できるよう、一気通貫で支援を行う。また、大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、関係省庁の連携の下、輸出物流の構築に必要な施設等の整備、産地から港湾・空港までの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等の活用など、輸送ネットワークの構築やその間の品質管理等の課題解決を目指す。なお、農林水産物・食品の輸出は鮮度が付加価値となるため、航空保安対策を含む必要な輸出手続が迅速に行われ、品質保持と両立できるように調整を図っていく必要がある。

さらに、温度・衛生管理が可能な荷さばき施設やコールドチェーンの確保のためのリーファーコンテナ電源供給施設等への支援等を行い、港湾を活用した農林水産物・食品の輸出を促進する。

このほか、官民での海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保や、我が国の高品質なコールドチェーン物流サービスに関する国際規格の普及を図る。

⑥ 略

- (2)
 - (3)
- } 略

(第3種郵便物認可)

「ミ米」として市場への供給も視野に入れる。同日の決算説明会で表明した。渡邊美樹会長は「国産米は担い手不足、海外米は円安な

した米は自社の外食事業や宅食事業で使う。初年度の2026年産米は、同市やその周辺で合計200トを収穫・調達する見通し。

期目標として掲げる。将来的には「海外のニーズに合ったブレンドなどで輸出にも取り組みたい」（渡邊会長）とする。（永井陵）

央区）は13日、2026年3月期の連結決算を発表した。増収増益で、売上高は前期比11・9%増の1111・8億円、営業利益は同26・

5%増と伸びた。国内では、害虫の多発や、農産物の売値上昇に伴う生産意欲の高まりから、農薬需要が堅調だった。海外においても、北米での害虫の発生増加や、欧州での除草剤の需要増などの影響で売り上げが伸びた。

改正物流効率化法が成立 負担減へ中継輸送推進

長距離トラックの荷物を途中で別の運転手に引き継ぐ「中継輸送」の推進に向けた改正物流効率化法が13日、参院本会議で可決、成立した。事業者が整備する中継拠点の認定制度を年内にも創設。税制優遇や関連経費補助の対象とする。運転手の心身の負担を軽減し、担い手を確保する狙いがある。業界の人手不足が深刻化する中、物流網の持続可能性を高める。

長距離輸送を1人の運転手が担う場合、車中泊を伴うことがある。途中で荷物を別の運転手に預けることで日帰り運行が可能になる。復路で違う荷物を積み込むことで、業務効率化も見込まれる。輸送業者や倉庫業者が高速道路のインター

チェンジ付近で、駐車場や倉庫などを整備する計画を国土交通相が認定する。荷物の一時保管や仕分けができる広さがあり、複数の事業者が共用できることが要件。2030年度までに全国20拠点の認定を目指す。認定された拠点は、

固定資産税と都市計画税が設置後5年間軽減される。計画策定や運営初年度の経費も補助する。国交省は中継輸送の推進に向け、基本方針を策定する。災害時には救済物資の受け入れも担うなど、自治体の意向を反映した拠点づ

くりを事業者呼びかける。経済産業省は13日、ガソリンなどの全国平均価格を発表した。1リットルあたり、レギュラーガソリンは前週から0・3円安い169・4円、軽油は0・2円安い158・8円と、ほぼ横ばいだった。値下がり率は4週ぶ

燃料価格横ばい

ガソリン169・4円 軽油158・8円

中山間直接支払いの見直しの過程をどう考えますか。水田政策の見直しも議論の透明性がなく、中山間直接支払いの今回の見直し案に関しても、第三者委員会への報告はこれまでない。以前は各県の普及組織などを集めて意見をくみ上げていたが、いつからかなくなってしまった。上から政策が降ってきて全てが決まるのは毎回のことだ。無視されて怒るのか、こちらが諦めるのか。第5期の第三者委員の方々が政策決定の不透明さに異例の声明文を発表した。あれだけ委員らが頑張ったにもかかわらず、今回も変化がなかったというところに、諦め感がある。見直し案をどう受け止めていますか。通作距離など傾斜にならない不利性に配慮した

政策決定 透明性なく

第三者委員会委 安藤 点や、市町村増した点については、一方で、利用地域をなすべく、策を上げたい。集落つけること、い制度が条件ではない。働きかけにも、農地なく、集落持つこと、制どう考、平場が化や圃場備の進展りコスト、間地域と、は、基礎める必要、これま

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

[逆引き事典から探す](#)

[組織別から探す](#)

[キーワードから探す](#)

検索

注目情報

[注目情報一覧](#)

【重要】中東情勢関連対策ポータル Now!

【注意喚起】クマにご注意ください!

【警戒】アフリカ豚熱

[米について](#)

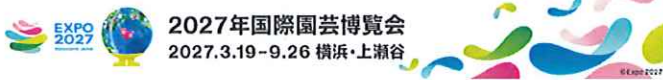
[GREEN×EXPO 2027開催まで300日を切りました!](#)



5月29日 鈴木農林水産大臣記者会見



Webマガジンaff (あふ) 豚
2026年4月号



[動画を見る](#)

[写真を見る](#)

[最新号を見る](#)

[過去号を見る](#)

キーワード

- 食料・農業・農村基本法
- 食料・農業・農村基本計画
- みどりの食料システム戦略
- 農業競争力強化支援法
- 収入保険制度
- 食料自給率・食料自給力
- 輸出促進/GFP (外部リンク)
- 経営所得安定対策
- JAS
- 和食
- 農業女子
- ディスカバー農山漁村(むら)の宝
- 食育
- GAP
- 食品ロス
- スマート農業
- ドローン
- 豚熱・アフリカ豚熱
- 食料・農業・農村白書
- 行政DX
- 農林水産省共通申請サービス (eMAFF)
- 動物検疫FAQ
- うちの郷土料理
- プラスチック資源循環
- サクナヒメ
- 災害/東日本大震災に関する情報

報道発表

RSS [報道発表一覧](#)

令和8年5月29日

農産 [令和8年4月の米穀流通の動向\(集荷、販売、民間在庫\)](#)

周知文案



燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口を設置しました

農林水産省 新事業・食品産業部では、中東情勢の影響で燃料油や石油製品等の供給について流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける窓口を設置しています。

●相談窓口の設置について

燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口の設置について：農林水産省

1.相談の際に情報提供いただく内容

相談事業者名、契約状況（油種、食品容器包装の種類、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込み

※状況が明確になるよう、できるだけ具体的にご記載ください。

2.情報の取扱

・寄せられた情報について詳細をお聞きすることがございますのでメールに連絡先を記入願います。また、経済産業省と共有し、経済産業省において、石油連盟及び全石連とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

3.相談窓口

大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課

メール：seizou_info@maff.go.jp

食品産業に携わる皆様へ

燃料油や石油製品等の 供給に関する相談窓口を設置しました

農林水産省では、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口を設置しています。中東情勢の影響により、燃料油や石油製品等の確保に不安がある場合は、お早めにご相談ください。

食品産業に関する燃料油や石油製品等のご相談はこちら

大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

メール： seizou_info@maff.go.jp

詳細はこちらのプレスリリースをご覧ください▶
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/260331.html>



一般社団法人全国中央市場青果卸売協会

Japan Central Market Produce Wholesalers Association

[トップページ](#)[協会のご紹介](#)[ご挨拶](#)[協会の概要](#)[組織と役員](#)[アクセス](#)[事業内容](#)[データ集](#)[会員用ページ](#)[リンク](#)[全中青協グループ保険の案内](#)

退職金は

What's New

市場荷受け [物流部会会員会社 荷受けについて](#)
2026.04.24 [燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口の設置について：農林水産省](#)
[パンフレット](#)
2025.04.01 [青果物統一品名コードを更新](#)
2023.12.26 [物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画](#)
 業種別・分野別物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画
[▶ 内閣官房ページへ](#)
2023.04.21 [輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守](#) [啓蒙ポスター](#)
2018.11.15 [改正卸売市場法掲載（農林水産省）](#)**2014.04.01** [特例民法法人から一般社団法人に移行しました](#)
会員向け [令和7年度売上高報告\(xlsx形式\)4月10日まで](#)

各種行政・関連情報

農林水産省

[食料システム法](#)[食品等の流通の合理化](#)[卸売市場関連](#)
[農林水産省新事業・食...](#)
 11,224 フォロワー
[ページをフォロー](#)[シェアする](#)

青果物に関する各種事業

[野菜に関する事業や統計情報・（独）農畜産振興機構](#)[旬の野菜の魅力や物語・ベジジャス](#)[日本くだもの農協](#)
[果物ではじめる健康生活](#)
毎日くだもの200グラム!

お知らせ

2011年4月1日より当協会の郵便番号、住所が変更になりました。
 （これは秋葉原駅周辺区画整理事業終了に伴うもので事務所移転ではありません）

農林水産業・食品産業関連資材の流通実態の把握について (R8.4.28農水大臣会見資料から全中青協作成)

- ・農林水産業・食品産業で使用される資材について、流通構造等の実態把握を実施中。
- ・各資材の用途等を踏まえて調査項目を整理し、以下の57項目から調査を実施。
- ・今後も、状況に応じて把握対象を随時拡大。

業種	調査項目
農業	<p>(生産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用マルチフィルム ・ハウス用ビニール ・茶用被覆資材 ・育苗トレー ・肥料袋 ・肥料 ・農薬 ・サイレージ用ラップ ・飼料添加物 ・牛用個体識別耳標 ・人工授精関係資材(牛豚用) ・高分子凝集剤(家畜排せつ物処理用) <p>(流通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメ袋 ・パン袋 ・小麦粉袋(家庭用) ・茶用包装資材 ・卵パック ・牛乳パック ・野菜包装資材 ・カット野菜用包装資材 ・カットフルーツ用包装資材 ・フレコンバッグ ・食肉包装フィルム ・エチレン(追熟等)
林業	<p>(生産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チエーンオイル ・きのこ菌床袋 ・苗木コンテナ ・獣害防止用ネット ・くん蒸シート(森林病虫害対策用) <p>(流通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接着剤 ・木材包装資材(結束バンド・包装用シート) ・きのこ包装資材
水産業	<p>(生産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁網 ・ロープ <p>(流通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発泡スチロール箱 ・魚の保護用フィルム(パーチ)
食品産業	<p>(製造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物油脂製造関係資材(ヘキサシ、苛性ソーダ) ・食品分析関係資材(ヘリウム) <p>(流通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品トレー ・カップ麺容器 ・菓子袋 ・業務用ラップ ・乾麺包装 ・コーヒー容器 ・植物油容器 ・豆腐容器 ・アルミ箔 ・納豆容器 ・醤油容器 ・漬物容器 ・味噌容器 ・調味料容器 ・冷凍食品袋 ・レトルト食品袋 ・砂糖袋(家庭用) ・飲料ペットボトル ・弁当、惣菜の容器包装

8 新食第464号
令和8年5月22日

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会 会長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

中東情勢の変化等により上昇する原材料・資材価格、エネルギーコスト等の取引条件への適切な反映等について（要請）

中東情勢の変化等による影響から、原油価格が大きく変動しています。原油価格の高騰は、肥料や食品容器包装などの資材価格、物流費などに広範な影響を与えることが懸念されます。さらに、急激なコスト上昇は、農業者や食品企業の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれがあります。

昨今の諸情勢下においても、持続的な食料供給を実現するため、貴団体におかれましては、下記の事項について周知徹底を図るなど、適切な措置を講じていただくよう、要請いたします。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
食料システム連携推進室 適正取引推進班
代表：03-3502-8111（4136）
直通：03-3502-5742

記

1. 協議の速やかな開始などの食料システム法の遵守

本年4月1日に全面施行された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）においては、飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の事業を行う飲食料品等事業者等に対して、

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直しなど持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力をを行うこと

が努力義務として課せられています（参考1参照）。

また、これらの努力義務が果たされているかを判断する基準となる具体的な行動規範（判断基準）として、

- ① 取引条件に関する協議を求められたときには速やかに協議に応ずること
- ② 取引価格などの取引条件を一方的に決定しないこと
- ③ 協議の申出や商慣習の見直しの提案のみを理由として、取引の相手方に対して不利益な取扱いを行わないこと 等

を定めており、努力義務の取組が不十分な場合等には、指導などの対象となります。

食料システム法を踏まえ、取引の相手方から、取引価格などの取引条件に関する協議の申出がされた場合には、原材料・資材価格、エネルギーコスト等の上昇分も考慮した上で、誠実かつ速やかに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

2. 協議結果の速やかな反映

中東情勢の変化等による急激なコストの上昇に対して、原材料・資材価格、エネルギーコスト等の上昇分が速やかに取引に反映されないと、事業継続が困難となり、ひいてはサプライチェーン全体での食料供給に支障を来しかねません。このため、取引条件の協議において、条件の見直しについて合意が得られた場合には、速やかにこれを実行に移していただくなど、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

3. 情報受付窓口の周知

農林水産省では、食品等の生産、製造、加工、流通又は販売に携わる皆様から、食料システム法の努力義務違反の疑いがある行為を行っている事業者の情報を受け付ける「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」を設置しています（参考2参照）。今般の中東情勢の変化による影響含め、食料システム法の努力義務違反に関する情報を受け付けていますので、貴団体の構成員をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

以上

【参考1】努力義務・判断基準ガイドブック

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>

【参考2】食品等の適正取引に関する情報受付窓口

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>

中東情勢に伴う影響と対応状況について (食料供給等に関する分野)

令和8年5月
農林水産省

食品産業における燃油・石油製品等の
使用状況

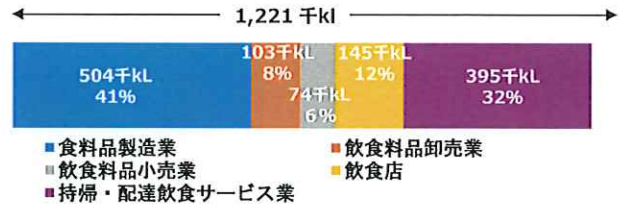
食品産業における燃油使用状況

- 「総合エネルギー統計」によると2023年度の食品産業における燃油（ガソリン、灯油、軽油、A重油）の使用量は1,221千kLで全国の使用量に占める割合は1%程度であるが、資材として食料供給には不可欠。
- 油種別では工場内のボイラーや加熱機器の燃料として使用されるA重油が約6割を占め、最も多い。
- 業種別では食品製造業で4割、流通（卸・小売）で1割強、外食・中食産業で合わせて4割強を占める。

○食品作業における燃油の主な用途

- 蒸気・温水の生成**：ボイラーで重油や灯油を燃料として蒸気や温水を作り、殺菌（レトルト処理）、洗浄、煮炊き、蒸煮等に使用
- 焙煎・乾燥**：コーヒー豆、ナッツ、穀物などの焙煎、食品の乾燥機熱源
- 調理**：フライヤー（揚げ物）、オープン（焼き物）の熱源
- 物流・輸送**：原材料や製品を運ぶ貨物車、フォークリフトなどの燃料

○燃油の事業者別利用割合



○食品産業分野の燃油等使用量

	ガソリン (千kL)	割合	灯油 (千kL)	割合	軽油 (千kL)	割合	A重油 (千kL)	割合	C重油 (千kL)	割合	計 (千kL)	割合
食品製造業※2	0	—	102	26%	59	45%	337	49%	3	100%	504	41%
食品卸売業	0	—	38	10%	53	41%	14	2%	0	0%	103	8%
食品小売業	0	—	41	10%	11	8%	23	3%	0	0%	74	6%
飲食店	0	—	130	33%	2	2%	17	2%	0	0%	145	12%
持帰・配達飲食サービス業	0	—	86	22%	5	4%	300	43%	0	0%	395	32%
食品産業計 (全分野計に占める割合)	0 (-)	—	397 (3.4%)	100%	130 (0.4%)	100%	690 (8.5%)	100%	3 (0.1%)	100%	1,221 (1.3%)	100%
全分野計	44,505	—	11,595	—	31,136	—	8,099	—	3,221	—	97,005	—

※1 燃油の合計値は精製用原油換算のため、各種燃油の和と一致しない

※2 食品製造業には「飲料たばこ飼料製造業」を含む

出典：「総合エネルギー統計2023年度」（資源エネルギー庁）より農林水産省作成

2

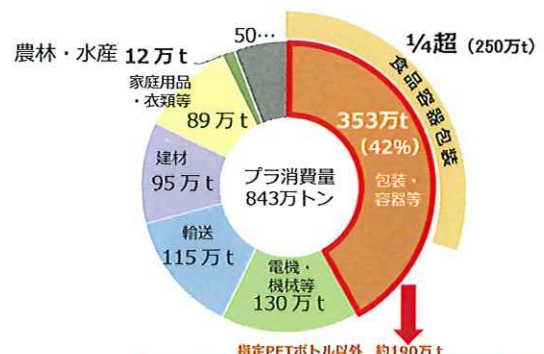
食品産業におけるナフサ由来製品の使用

- ナフサは、原油を精製して作られ、プラスチック製品等の原料となっている。
- ナフサは需要量の4割を原油から国内精製によって調達しているが、賄えない分は4割を中東、2割をその他地域から輸入により調達。
- 我が国のプラスチック製品消費量の1/4超を占める食品容器包装は、物流・品質保持等のために使用され、消費者の元へ食品を届ける上で不可欠。

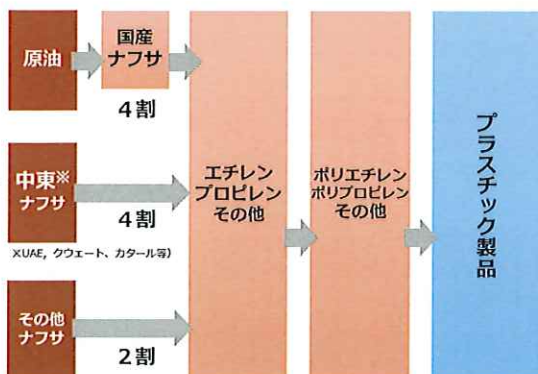
○食品産業に必要なナフサ由来製品（例）

- ・ 容器包装、運搬用コンテナ、ゴミ袋、樹脂手袋 等

○プラスチック消費量と食品容器包装の位置づけ



○ナフサ由来製品のサプライチェーン



※我が国で使用される発泡スチロール（7万t）のうち、約6割は水産向け

3

24